

会議録

会議の名称	令和6年度 第2回飯塚市農業振興地域整備促進協議会
開催日時	令和6年10月17日(木) 午後1時00分～午後2時00分
開催場所	飯塚市役所本庁5階研修室
出席委員	伏原委員、田中委員、高野委員、原田委員、新開委員、矢野委員、大隈委員、有光委員、嶋田委員、深町委員 計10名
欠席委員	松井委員、宮崎委員、川原委員、石坂委員、田中委員、道祖委員 計6名
事務局職員	古江農林振興課長、神原農政係長、大村 計3名
会議内容	<p>(1) 第1回協議会での指摘について 前回ご指摘がありました阿恵の修正後の図面をご用意しています。本資料に問題なければ前回資料を本資料に差し替えたいと思います。 (意見・質問なし)</p> <p>(2) 農用地利用計画の変更について</p> <p>(1) 太郎丸 1133-1 番地 建売専用住宅による除外申出について 事務局：～除外申出書に基づき説明～ 議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。 E委員：下流域にある地区から太郎丸の除外の案件がでる時は、こちらの承諾も取ってほしいとの意見がでている。理由は、途中に井堰がなく直接ゴミが流れてきて溜まっているため。 事務局：除外6要件の第5号農業用排水施設の分断・排水障害等を生じる恐れがあるかを判断します。 除外申請地区外の承諾同意は不要と判断しています。 E委員：意見として出す事は可能か。 事務局：ご意見として事業者にお伝えすることはできます。 D委員：この件は本協議会で審議するものではなく、農業委員会総</p>

会で審議するものと思います。

議長：他に意見はございませんか。

(意見・質問なし)

議長：意見もないようですので、本件については、承認すること
よろしいでしょうか。

委員：(多数) 異議なし。

議長：本件については、承認することで決定いたします。

次に②の除外について議題とします。事務局、説明をお願い
します。

(2) 太郎丸 1148 番地

共同住宅建設計画による除外申出について

事務局：～除外申出書に基づき説明～

議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございま
せんか。

(意見・質問なし)

議長：意見もないようですので、本件については、承認すること
よろしいでしょうか。

委員：(多数) 異議なし。

議長：本件については、承認することで決定いたします。

次に③の除外について議題とします。事務局、説明をお願い
します。

(3) 弥山 393・537 番地

非農地証明のための除外申出について

事務局：～除外申出書に基づき説明～

議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございま
せんか。

(意見・質問なし)

議長：意見がないようですので、本件については、承認すること
よろしいでしょうか。

委員：(多数) 異議なし。

議長：本件については、承認することで決定いたします。

次に④除外について議題とします。事務局、説明をお願い
します。

(4) 仁保 447-1・450-1 番地

障がい者グループホームの建設予定中止に伴う編入について

事務局：～編入申出書に基づき説明～

議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございま
せんか。

(意見・質問なし)

議長 : 意見がないようですので、本件については、承認すること
でよろしいでしょうか。

委員 : (多数) 異議なし。

議長 : 本件については、承認することで決定いたします。
次に⑤除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(5) 綱分 1787-1・1788-2 番地

貸資材置き場計画のための除外申出について

事務局 : ~除外申出書に基づき説明~

補足説明 福岡県農地転用部署からの質問・指摘事項に関して説明を
行った。

福岡県) 1、貸資材置き場の場合貸先は決まっているのか。

事業者) 貸先は決まっている。

福岡県) 2、なぜ当該地に貸資材置き場が必要なのか。

事業者) 地権者が同時に除外申請している綱分 1713-6 ほかの造
成や建築に必要なため。

福岡県) 3、なぜ貸先が直接転用しないで、転用者を介して資材
置き場を利用する必要があるのか。

事業者) 地権者が同時に除外申請している 1713-6 ほかと合わせ
同じ事業者に売買を希望しているため。

議長 : 説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませ
んか。

B委員 : 水路はどうなりますか。

事務局 : 占用の許可の手続きを取ると伺っています。水路は残した
まま蓋をして横断することになっている。

議長 : 他に意見がないようですので、本件については、承認する
ことよろしいでしょうか。

委員 : (多数) 異議なし。

議長 : 本件については、承認することで決定いたします。
次に⑥除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(6) 綱分 1713-3・1713-4・1713-5・1713-6 番地

特定建築条件付売買予定地計画のための除外申出について

事務局 : ~除外申出書に基づき説明~

議長 : 説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませ
んか。

(意見・質問なし)

議長 : 意見もないようですので、本件については、承認すること
でよろしいでしょうか。

委員 : (多数) 異議なし。

議長 : 本件については、承認することで決定いたします。
次に⑦除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(7) 棕本 133 番地の一部

特定建築条件付売買予定地計画のための除外申出について

事務局 : ~除外申出書に基づき説明~

議長 : 説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 : 意見もないようですので、本件については、承認すること
でよろしいでしょうか。

委員 : (多数) 異議なし。

議長 : 本件については、承認することで決定いたします。
次に⑧除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(8) 潤野 60-2・61-1・61-4・62・61-3 番地

店舗建設計画のための除外申出について

事務局 : ~除外申出書に基づき説明~

議長 : 説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 : 意見もないようですので、本件については、承認すること
でよろしいでしょうか。

委員 : (多数) 異議なし。

議長 : 本件については、承認することで決定いたします。
次に⑨除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(9) 大日寺 635-1 番地の一部

一般住宅計画のための除外申出について

事務局 : ~除外申出書に基づき説明~

議長 : 説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 : 意見もないようですので、本件については、承認すること
でよろしいでしょうか。

委員 : (多数) 異議なし。

議長 : 本件については、承認することで決定いたします。

次に⑩除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(10) 相田 907-3 番地の一部

物置建設計画のための除外申出について

事務局 : ~除外申出書に基づき説明~

議長 : 説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 : 意見もないようですので、本件については、承認することでよろしいでしょうか。

委員 : (多数) 異議なし。

議長 : 本件については、承認することで決定いたします。

次に⑪除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(11) 相田 907-3 番地の一部

非農地証明のための除外申出について

事務局 : ~除外申出書に基づき説明~

議長 : 説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 : 意見もないようですので、本件については、承認することでよろしいでしょうか。

委員 : (多数) 異議なし。

議長 : 本件については、承認することで決定いたします。

次に⑫除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(12) 多田 225-3・227-2 番地

一般住宅計画のための除外申出について

事務局 : ~除外申出書に基づき説明~

議長 : 説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

C委員 : 地元意見はなしで、隣接・所有者連絡不通となっている件の説明を求めます。

事務局 : 耕作者との同意は取れているが、隣接・所有者と連絡がとれない。

議長 : 他に意見もないようですので、本件については、承認する

	<p>ことよろしいでしょうか。</p> <p>委員 : (多数) 異議なし。</p> <p>議長 : 本件については、承認することで決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議題がすべて終了しました。</p> <p>皆様のご協力によりまして、協議が速やかに終了いたしましたことを、厚くお礼申し上げます。</p> <p>事務局 : これをもちまして、令和6年度第2回飯塚市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。本日は、ご出席いただきまして、ありがとうございました。</p>
会議資料	
公開・非公開の別	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 0人)</p>
その他	